

関係者 各位

令和2年4月20日

公益財団法人
福島県まちづくり区画整理協会
理事長 室井 良文

ー新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に伴う当協会の対応とお願いー

平素は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当協会では緊急時対応計画を策定し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止及び拡大防止策を強化してまいりましたが、令和2年4月16日付で追加発令された「緊急事態宣言」を受け、下記の対応方針を決定しました。

ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言下における公益財団法人福島県まちづくり区画整理協会の方針

(1) 職員の生活・命を守る

予防・拡大防止対策の徹底（消毒やマスクなどの調達・備蓄含む）の継続と、さらなる強化を図ります。

(2) 事業の継続

事業所内外への感染被害抑止と職員の安全確保を最優先に考え、リスクの伴う出張や打合せの回避、在宅勤務（テレワーク）と交代勤務の組み合わせによる事業の継続対応を実施いたします。

2 対応期間

令和2年4月20日（月）～令和2年5月29日（金）

3 交代出勤

令和2年4月27日（月）～令和2年5月7日（木）

4 在宅勤務（テレワーク）

令和2年5月11日（月）～令和2年5月29日（金）

5 対応方針

当協会では、対応期間中の職員の出張、関係者の皆様への訪問並びに説明会等（個別説明含む）への出席を控えさせていただきます。

やむを得ず、関係者の皆さまとの対面が必要な業務が生じる場合には、少人数・短時間の対応とさせていただきます。また、打合せの際にはマスク着用とさせていただいた上で、「3密」回避を徹底する形で業務を行うことといたします。

6 期間中の連絡方法

ご訪問は極力避け、できる限り、電話・メール等でお打ち合わせさせていただきます。何卒ご協力の程お願い申し上げます。

※ 期間につきましては、状況に応じて延長する場合がございます。